

別添資料4－11 埋蔵文化財調査

1. 事業者が行う埋蔵文化財調査の調査範囲

本事業の実施にあたり、事業者が計画する内容に応じて、必要な調査範囲全てとする。(事業敷地内に加え、本事業の実施にあたり事業者が行うインフラ引込、道路から敷地への乗入れ施設などの事業敷地外の工事に伴う範囲全てを含む。) 埋蔵文化財の内容は、【参考資料4－6】「埋蔵文化財試掘調査」に示す1. 発電所、2. 事務所兼検査場、3. 第一号上屋、4. 倉庫、5. 物揚場付帶階段、6. 上水道管、7. 下水道管である。

2. 事業者が行う埋蔵文化財調査の業務範囲

横浜市教育委員会との協議、発掘調査の準備（県教育委員会への届出）、敷地での発掘調査（【参考資料4－6】「埋蔵文化財試掘調査」に示すX範囲の本発掘調査、A範囲の試掘調査及び本発掘調査、B範囲の立会調査）、市教育委員会による確認・立会への対応、報告書の作成の他、本事業の実施に伴い必要となる埋蔵文化財発掘調査に係る一切とする。

3. 適切な調査期間の設定

本事業の実施に伴い必要な調査期間について、事業者は自らの責任において適切に設定し、事業の工程に織り込む。

4. その他の留意事項

調査の実施状況及び発掘により出土した埋蔵文化財の取扱いについて、定期的に国に報告するものとし、調査報告書にて報告する。なお、出土した埋蔵文化財の撤去は【別添資料4－10】「既存建物等解体撤去」による。

事業の実施工程などに影響を生じさせる未知の埋蔵文化財が新たに発見された場合は、速やかに国に報告し、必要な協議を行う。